

議第 2 1 号「出雲市職員定数条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議

今定例会に提案された出雲市職員定数条例の一部改正案は、条例第 2 条第 8 号に規定する消防職員の定数について、組織の見直しに伴う 10 人の増に加えて、職員の前倒し採用による一時的な職員増に対応するため、さらに 10 人の枠を設け、「215 人」から「235 人」に、同条中職員の定数の合計を「1,591 人」から「1,611 人」に改めようとするものである。

市の財政状況は依然として厳しく、財政健全化に向け行財政改革を進める中であって、職員の定数増は極めて慎重に行われるべきものであると考える。

よって、本条例の施行に当たり、下記の事項に十分留意して条例を運用されることを強く求め、ここに決議する。

1. 消防の組織力を維持していくために、職員の定数増のみに頼ることなく、人事管理面、業務管理面において様々な手段を講じて年齢構成の平準化や職員の育成を早期に進めること。
2. 前倒し採用のために一時的に必要な 10 人の調整枠が常態化することのないよう、年度毎に厳格な人員管理を行い、平準化が達成された際は調整枠の見直しを検討すること。
3. 総人件費の抑制は行財政改革における重要課題のひとつであり、消防職員のみならず、市職員全体の厳格な定数管理が求められる。地方公務員法の改正に伴い、今後定年延長が見込まれる中、会計年度任用職員を含めた職員数及び人件費の考え方を早期に議会に示すこと。

令和 3 年（2021）9 月 27 日

出雲市議会